

令和4年(2022年)3月25日

自治・町内会長及び商店会長各位

鎌倉市長 松尾 崇
(公 印 省 略)

令和4年度(2022年度)鎌倉市廃棄物減量化等推進員の推薦について(依頼)

日頃から、本市の環境行政に御理解と御協力をいただき、お礼申し上げます。

鎌倉市廃棄物減量化等推進員(以下「推進員」という。)は、平成5年度(1993年度)に発足した制度で、令和3年度(2021年度)は195名の推進員に各地域におけるごみ減量・資源化の推進や市と市民・事業者の皆様との連携・調整役としての役割を担っていただいています。

令和4年度(2022年度)も引き続きごみの減量・資源化を推進するため、別紙推薦書により候補者を御推薦いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、次の方法により推薦書の御提出をお願い申し上げます。

なお、推進員の委嘱期間及び活動内容等については、同封した鎌倉市廃棄物減量化等推進員要綱のとおりです。

御不明な点がございましたら、下記担当までお問合わせください。

1 提出方法

同封の返信用封筒を用いて郵送してください。

2 提出先

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

鎌倉市環境部ごみ減量対策課(本庁舎1階27番窓口)

3 提出期限

令和4年(2022年)4月22日(金)

※令和4年度(2022年度)の推進員に御推薦いただける方が、提出期限以降に決定する場合は、決定次第の提出で構いません。

4 送付書類

(1) 推薦書

(2) 鎌倉市廃棄物減量化等推進員要綱

(3) 令和4年度(2022年度)会合開催について(お知らせ)

※会合の延期についての通知です。推進員を務める方に共有お願いいたします。

(4) 返信用封筒

【事務担当】

環境部ごみ減量対策課 大島、國井

電話 0467-61-3396(直通)

E-mail: gomi@city.kamakura.kanagawa.jp

料金受取人払郵便

2 4 8 8 7 9 0

鎌倉局
承認
3023号

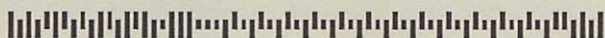
差出有効期間
令和2年(2020年)
10月1日から
令和4年(2022年)
~~9月31日まで~~ 9月30日まで
(切手をはらずに
お出してください)

(受取人)

鎌倉市御成町18番10号

鎌倉市役所

総務部 総務課 行



担当課

ごみ減量対策課

すすめよう! 3R
~リデュース・リユース・リサイクル~



3R かもくら3R推進マスコットキャラクター

2022年4月18日

(あて先) 鎌倉市長

団体名: 小町元町

自治会
町内会
商店会

会長名 高橋和雄

令和4年度鎌倉市廃棄物減量化等推進員の推薦について

令和4年度の鎌倉市廃棄物減量化等推進員として、次の者を推薦します。

フリガナ 氏名	住所	電話番号
フリガナ カハルオスオ 高橋和雄	鎌倉市小町 1-11-3	0467 (22)2291

○鎌倉市廃棄物減量化等推進員要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鎌倉市廃棄物の減量、資源化及び処理に関する条例（平成4年12月条例第8号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、鎌倉市廃棄物減量化等推進員（以下「推進員」という。）の委嘱、任期、活動等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 推進員の委嘱人数については、自治会・町内会の世帯数又は事業者団体の事業者数が500ごとに1人とする。ただし、団体ごとの最低人数は1人とする。

2 推進員は、自治・町内会及び事業者団体の推薦を受け、地域性を考慮して市長が委嘱する。

3 推進員の委嘱は、委嘱状を交付することにより行うものとする。

(任期)

第3条 推進員の任期は、委嘱日から委嘱日の属する年度の最終日までとする。

2 推進員は、市長が認めた場合、再任されることができる。

(活動)

第4条 条例第13条第2項に規定する推進員の活動は、次のとおりとする。

- (1) ごみの減量、資源化の促進及び指導に関すること。
- (2) ごみの適正排出に関すること。
- (3) ごみの不法投棄防止に関すること。
- (4) 市と地域との連絡調整に関すること。
- (5) 会議等の出席に関すること。
- (6) その他市長が必要と認めた事項。

(解職)

第5条 推進員が次の事項に該当したときには、推進員の委嘱を解くものとする。

- (1) 推進員本人が転居等により、活動が不可能なとき。
- (2) その他市長が認めたとき。

(報償)

第6条 推進員の報償は、1年度につき5,000円とする。

(庶務)

第7条 推進員に関する庶務は、推進員担当課で処理する。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

鎌 ご 減 第 4131 号

令和4年(2022年)3月25日

自治・町内会長 各位

鎌倉市環境部ごみ減量対策課長

令和4年度(2022年度)3R推進事業奨励金制度の実施について(お知らせ)

平素からごみの減量化及び資源化の推進に御理解と御協力を賜りありがとうございます。

さて、循環型社会の形成に向けて、ごみの発生抑制、再使用及び再生利用の推進事業を実施した自治・町内会に対し、奨励金を交付する3R推進事業奨励金制度の実施については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度(2020年度)と令和3年度(2021年度)は事業の実施を見送ってきました。

当該年度に事業の実施を御検討いただいていた自治・町内会の皆様には、御迷惑をおかけし、大変申し訳ございませんでした。

令和4年度(2022年度)につきましては、感染防止対策を講じつつコロナ禍でも実施可能な活動を展開できるよう、本制度を実施する予定としています。

制度の詳細の御案内は令和4年(2022年)5月頃に改めて通知させていただきます。何卒よろしくお願いたします。

事務担当は、環境部ごみ減量対策課 大島・國井

電話：0467-61-3396(直通)

FAX：0467-23-8700(代表)

Email：gomi@city.kamakura.kanagawa.jp

(裏面の記載事項も御確認ください。)

鎌倉市廃棄物減量化等推進員委嘱予定者 各位

鎌倉市環境部ごみ減量対策課長

【重要】令和4年度（2022年度）会合開催について（お知らせ）

鎌倉市では、例年、廃棄物減量化等推進員の皆様に向けて、年に4回程度の会合を開催し、市のごみ処理行政についての御説明やごみの減量に関する意見交換等を行っています。会合の第一回目につきましては、例年は4月頃に開催しているところですが、令和2年度（2020年度）から、新型コロナウイルス感染症の影響により、大人数を集めての会合を見送っている状況です。

令和4年度（2022年度）につきましては、少人数で会合を開催するなど、開催方法を検討し、実施していきたいと考えております。

今後の開催日程や、活動日程につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた上で推進員の皆様に御案内いたします。

御不明な点は、下記事務担当まで御連絡ください。御協力のほど、よろしくお願いいたします。

【事務担当】

環境部ごみ減量対策課 大島、國井

電話 0467-61-3396（直通）

E-mail : gomi@city.kamakura.kanagawa.jp